

代表質問の実施要項

平成30年12月17日
議会運営委員会決定

1 目的

中津市議会基本条例（第12条 議会は政策形成機能を充実させるため、本会議における一般質問、代表質問、自由討議等を行うことができる）の趣旨に基づき、政策提言や政策形成につながる代表質問をすることを目的とする。

2 代表質問の定義

- (1) 代表質問とは、会派内で討議し了承を得たもので、その会派を代表して行うものをいう。
- (2) 代表質問は、正式会派（所属議員3名以上）が実施できる。実施については、任意とする。
- (3) 代表質問は年1回、第3回定例会（9月議会）に実施する。ただし、市長選の年はその限りではない。

3 代表質問の留意点

- (1) 代表質問は会派を代表する議員が行うものとし、その内容は会派内で十分論議を行うとともに、会派所属議員が十分に内容を把握しているものとする。
- (2) 代表質問は会派の政策を明らかにし、その見地から執行機関の所信、見解を求めるものとする。
- (3) 代表質問は中津市政の基本的な事項を対象とし、詳細な事項は、他の議員の一般質問や委員会での審査に任せるものとする。
- (4) 各代表者の質問項目が重複しても調整を行わないものとし、代表質問をした議員は、基本的には一般質問はできない。また、代表質問予定者が急遽できなくなった場合は変更を可能とする。

4 通告書の書き方

通告書には、件名、質問の要旨を具体的に記入し、打ち合わせ（ヒアリング）時には、質問原稿を執行部に提出する。

5 打ち合わせ（ヒアリング）

通告後、執行部と打ち合わせをする。打ち合わせ終了日時は、通告締切日の翌日の午後5時までとする。

6 受付と締切

- (1) 受付開始日時を招集告示日の7日前の午前8時30分からとする。
- (2) 受付の締切日時は、招集告示日の翌日の午後5時までとする。なお、受付に伴う事務局との調整も、午後5時まで終了するように努める。
- (3) 受付方法は、通告書を議会事務局に持参するか、ファックスまたはメールでも可能とする。なお、ファックス、メールの場合は、必ず議会事務局に受信確認の電話をする。

7 質問の順番

代表質問の順番は、受付締切後、副議長が立ち会い、議長がくじを引き決定する。

8 通告の追加・変更

- (1) 代表質問の通告内容の追加変更は、打ち合わせまでとし、打ち合わせ後の追加変更は、担当課と調整をすること。
- (2) 執行部より質問日の前々日正午までに答弁書の提出があれば、同日午後5時までに、再質問（1回のみ）の項目を通告すること。

9 質問時間

代表質問は30分とする。答弁時間は含まない。

10 質問形式

質問形式は、1回質問に対し1答弁とする。再質問は1回できる。

11 市長答弁

1回目の答弁は、市長・教育長のみが登壇をして行い、再質問の答弁は市長・教育長以外のものがすることができる。

12 資料の持込

議場内で、提示物（写真、パネル、新聞の切り抜き等）を持ち込み、執行部や議員に提示する場合は、事前に議長の許可を得ること。

13 議員の責務

- (1) 通告した内容をすべて聞くことについては、持ち時間に収まるようにすること。また、通告内容と時間厳守の確認は、会派選出の議会運営委員が責任をもって対応すること。
- (2) 議員は市民の代表として、品位を重んじ質問・質疑し、他の議員の質疑・質問にも耳を傾け、みだりに議席を離れてはならない。

14 議事日程

日程は一般質問の前に1日設ける。

15 その他

この要項に定めるもののほかは、法令及び中津市議会会議規則等の定めるところによる。

一般質問の実施要項

平成30年12月17日
議会運営委員会決定

1 目的

中津市議会基本条例（第12条 議会は政策形成機能を充実させるため、本会議における一般質問、代表質問、自由討議等を行うことができる）の趣旨に基づき、政策提言や政策形成につながる一般質問をすることを目的とする。

2 一般質問の定義

一般質問とは、議員が市の一般事務に対して、執行の状況、将来の方針、政策的提言、行政への意見等を市長等に直接たずことをいう。

3 一般質問の留意点

- (1) 要望発言は質問ではないから「要望」という言葉は使わない。
- (2) 政策論争を行う上でも、①疑問点や確認事項を聴くことと、②自らの政策を提言することを同時に行うように努める。
- (3) 議員は住民や地域、組織を基盤とした日常活動と政務活動を積極的に行い、直接見聞きした事実や意見等を反映した質問をする。

4 通告書の書き方

通告書には、件名、質問の要旨を具体的に記入する。

5 打ち合わせ（ヒアリング）

通告後、執行部と打ち合わせをする。打ち合わせ終了日時は、通告締切日の翌日の午後5時までとする。

6 受付と締切

- (1) 受付開始日時を招集告示日の7日前の午前8時30分からとする。
- (2) 受付の締切日時は、招集告示日の翌日の午後5時までとする。なお、受付に伴う事務局との調整も、午後5時まで終了するように努める。
- (3) 受付方法は、通告書を議会事務局に持参するか、ファックスまたはメールでも可能とする。なお、ファックス、メールの場合は、必ず議会事務局に受信確認の電話をする。

7 質問の順番

- (1) 質問の順番は通告書の受付順とする。
- (2) 質問順番の1番を希望する者が多数の場合は、受付初日の午前9時までに参集した希望者によるくじ引きにて質問順番を決定する。

8 通告の追加・変更

通告内容の追加変更は、一般質問の初日の午前9時までに、担当課と調整の上、議長に届出すること。

9 質問時間

- (1) 質問時間は、答弁を含まないで25分とする。
- (2) 質問状況によって、1人「プラス5分以内」に限って、議長が状況を判断して許可する。

10 質問形式

質問形式は、回数は無制限とし、1回目は登壇し一括質問、一括答弁、2回目以降から質問席にて一問一答方式とする。

11 市長答弁

市長答弁は、1回目は登壇、その他は自席とする。

12 資料の持込

- (1) 議場内で、提示物（写真、パネル、新聞の切り抜き等）を持ち込み、執行部や議員に提示する場合は、事前に議長の許可を得ること。
- (2) 一般質問に伴う参考資料を議場に配付する際は、原則、質問日の前日午後5時までに、議長の許可を得て事務局に提出する。

13 議員の責務

- (1) 通告した内容をすべて聞くことについては、持ち時間に収まるようにすること。また、通告内容と時間厳守の確認は、会派選出の議会運営委員が責任をもって対応すること。
- (2) 議員は市民の代表として、品位を重んじ質問・質疑し、他の議員の質疑・質問にも耳を傾け、みだりに議席を離れてはならない。

14 議事日程

一般質問は、議案質疑と常任委員会及び採決の前に行う。

15 その他

この要項に定めるもののほかは、法令及び中津市議会会議規則等の定めるところによる。

議案質疑の実施要項

平成30年12月17日
議会運営委員会決定

1 目的

中津市議会基本条例（第12条 議会は政策形成機能を充実させるため、本会議における一般質問、代表質問、自由討議等を行うことができる）の趣旨に基づき、議案質疑をすることを目的とする

2 議案質疑の定義

議案質疑とは、議員全員で案件の内容を聴き疑義を解明し、共通の理解を持つことをいう。

3 議案質疑の留意点

- (1) 質疑に当たっては自己の意見や要望を述べることはできない。
- (2) 質疑は議題となっている案件の疑義をただすもので、議題外について質疑をすることはできない。
- (3) 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。
- (4) 所属する常任委員会に付託された議案についての議案質疑については、行うことができない。

4 通告書の書き方

- (1) 指定の議案質疑の通告書に、より詳しく質問内容を記入すること。
- (2) 予算議案は細節まで記入する。予算外議案については質問の要旨を必ず記入すること。

5 打ち合わせ（ヒアリング）

事前の打ち合わせ（ヒアリング）はしない。ただし、数字等の質問は事前に担当課と調整すること。

6 受付と締切

- (1) 受付開始日時は招集告示（議案発送）の翌日の午前8時30分からとする。
- (2) 臨時議会、及び初日一審議分、並びに追加議案については、原則として当該議案の質疑日の3日前の午後5時までとする。
- (3) 受付の締切日時は、議会開会日の午後5時までとする。なお、受付に伴う事務局との調整も、午後5時まで終了するように努める。
- (4) 受付方法は、通告書を議会事務局に持参するか、ファックスまたはメールでも可能とする。なお、ファックス、メールの場合は、必ず議会事務局に受信確認の電話をする。

7 質疑の順番

質問の順番は通告書の受付順とする。

8 通告の追加・変更

通告内容の追加変更は、議案質疑の初日の午前9時までに、担当課と調整の上、議長に届出すること。

9 質問時間

- (1) 議案質疑の時間は、1人50分（答弁を含む）とする。ただし、3月議会のみ60分とする。
- (2) 通告した質疑が、時間内に終了しない場合に限って、最大5分の時間延長を認める。延長しても、質疑項目が終了しない場合、議長の判断で質疑項目が終了するまで、再延長できる。時間延長した分数は次回の議案質疑より時間短縮される。また、最後の質疑に対する答弁は延長時間に含む。

10 質問形式

1回目から質問席で一問一答方式とする。（1議案ごと、ただし予算議案については目ごと）質疑時間は無制限、回数は3回までとする。

11 市長答弁

市長答弁は、1回目は登壇、その他は自席とする。

12 資料の持込

議場内で、提示物（写真、パネル、新聞の切り抜き等）を持ち込み、執行部や議員に提示する場合は、事前に議長の許可を得ること。

13 議員の責務

- (1) 通告した内容をすべて聞くことについては、持ち時間に収まるようにすること。また、通告内容と時間厳守の確認は、会派選出の議会運営委員が責任をもって対応すること。
- (2) 議員は市民の代表として、品位を重んじ質問・質疑し、他の議員の質疑・質問にも耳を傾け、みだりに議席を離れてはならない。

14 議事日程

議案質疑は、一般質問の後、常任委員会及び採決の前に行う。

15 その他

この要項に定めるもののほかは、法令及び中津市議会会議規則等の定めるところによる。